

答申第 636 号

平成 29 年 4 月 28 日

神奈川県教育委員会
教育長 桐谷次郎 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 28 年 12 月 9 日付けで諮問された特定の教員採用候補者選考に係る文書非公開の件（諮問第 711 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、特定の教員採用候補者選考に係る文書を非公開とした決定については、実施機関が特定した当該教員採用候補者選考における面接の質問内容一覧が記載された文書のうち、1ページ1行目12文字目から20文字目まで、同ページ2行目1文字目から4文字目まで、同ページ4行目、同ページ9行目、同ページ15行目、2ページ1行目、同ページ6行目、同ページ13行目、3ページ1行目13文字目から23文字目まで、同ページ2行目、同ページ8行目、同ページ15行目10文字目から13文字目まで、4ページ1行目16文字目から19文字目まで、5ページ1行目から3行目まで及び7ページ20行目を公開すべきであるが、その余の情報を非公開としたことは妥当である。

また、実施機関が特定した当該教員採用候補者選考における面接員の所属・氏名一覧（特定の受験区分の選考が行われた会場全て）が記載された文書のうち、1ページ目から3ページ目の面接員の氏名、当該面接員の所属及び役職を非公開としたことは妥当であるが、その余の情報は公開すべきである。さらに、同文書4ページ目の表中最上段の項目を公開すべきであるが、その余の情報を非公開としたことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年10月3日付けで、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して、特定の教員採用候補者選考に係る文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、教育委員会は、平成28年10月14日付けで、本件行政文書として、面接の質問内容一覧（以下「質問内容一覧」という。）及び面接員の所属・氏名一覧（特定の受験区分の選考が行われた会場全て）（以下「面接員一覧」という。）を特定したが、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第5条第4号エを理由に、その全てを非公開とする公開拒否決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成28年10月19日付けで、教育委員会に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるといふ趣旨の審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び当審査会での同人の意見聴取における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 質問内容一覧について

実施機関の判断は、条例第1条に基づく県民の知る権利を無視するものである。また、教育委員会のホームページ上には、特定の教員採用候補者選考に係る個人面接の評価の観点が表示されている以上、選考の情報であったとしても公開されれば神奈川県が求める教師像に沿った選考が行われるため、重要な情報である。

(2) 面接員一覧について

面接員の数は膨大であり、その面接員と接触することは大いにありうる。ただし、選考終了後の請求であり、受験者が面接員と接触したとしても、その時点で選考は終了しており、なんら影響は生じない。

また、面接員は公務員であることが想定される。公務員は全体の奉仕者であることにかんがみれば、面接員一覧は公開すべきである。

4 実施機関（教育局行政部教職員人事課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員の口頭による説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の教員採用候補者選考に係る面接事務を適切に運営するために教育委員会が作成した質問内容一覧及び面接員一覧である。

(2) 質問内容一覧について

質問内容一覧は、人事管理（教職員の採用）に係る事務に関する情報に該当し、公開することにより、一般的に明らかにしていない選考に係る情報が明らかになり、受験者間の公平が損なわれるおそれがある。

また、面接試験は、限られた時間の中で、面接員が受験者本来の人格や意欲等を見定めるものであり、面接の具体的質問内容まで明らかにすることは適切でない。

このように、質問内容一覧は、公開することにより、今後、反復継続される同種の評価、選考等を適切に行うことが困難となり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号エに該当することから、その全てを非公開としたものである。

(3) 面接員一覧について

面接員一覧は、人事管理（教職員の採用）に係る事務に関する情報に該当する。これを公開することにより、面接員を特定した問合せの電話等が入るなど、受験者が面接員に接触する可能性があり、面接員が厳しく評価することを躊躇するなど、正当な評価がなされなくなる可能性がある。さらには、今後、面接員になる者がいなくなるといった支障が生じるおそれもある。

よって、今後、反復継続される同種の評価、選考等を適切に行うことが困難となり、公正かつ円滑な人事事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第5条第4号エに該当することから、その全てを非公開としたものである。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は審査請求人からの口頭意見及び実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(1) 本件行政文書を全て非公開決定したことについて

実施機関は、前記4(2)及び(3)のとおり、条例第5条第4号エに基づき、本件行政文書の全てを非公開とした旨主張しているが、当審査会が確認したところ、本件行政文書に含まれる情報の内容及び性質にかんがみれば、本件行政文書の全てを非公開としなければ、公正かつ円滑な人事の確保に対する支障を回避できないとは認められない。

このことから、本件行政文書に含まれる情報について、容易に区分して除

くことが可能であると認められるため、条例第6条第1項の規定に基づく部分公開について、以下、検討する。

(2) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 条例第5条第4号エは、「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」と規定しているところ、ここでいう「人事管理」とは、職員等の採用、退職、異動等をいうと解される。

そこで、本件行政文書の同号エ該当性について、以下、検討する。

ウ 質問内容一覧について

(ア) 当審査会が確認したところ、実施機関が特定した質問内容一覧には、質問例、想定される回答、評価の観点及びそれらが記載されていることを示す項目が記載されている。

(イ) 質問内容一覧にある情報のうち、1ページ1行目12文字目から20文字目まで、同ページ2行目1文字目から4文字目まで、同ページ4行目、同ページ9行目、同ページ15行目、2ページ1行目、同ページ6行目、同ページ13行目、3ページ1行目13文字目から23文字目まで、同ページ2行目、同ページ8行目、同ページ15行目10文字目から13文字目まで、4ページ1行目16文字目から19文字目まで、5ページ1行目から3行目まで及び7ページ20行目の項目の部分については、一般的な採用等の面接を進めるための項目として想定されうるものであることから、実施機関が説明するような、公開することにより、受験者間の公平が損なわれるなど、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められないため、条例第5条第4号エに該当しないと判断する。

(ウ) しかしながら、その余の情報については、一般的に明らかにされてい

ない具体的な質問例等の選考に係る情報であり、公開することにより、これらの内容を知った受験者が、対策に偏った表面上の回答を事前に準備し、面接が形式的・技術的な回答を述べる場になることで、限られた時間の中で、面接員が面接対象者の適性を判断することが困難になるおそれがあることから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号エに該当すると判断する。

エ 面接員一覧について

(ア) 当審査会が確認したところ、面接員一覧には、面接日、面接会場、受験区分、担当事務所、面接員の氏名、当該面接員の所属及び役職、面接事務の運営を担当する行政職員の氏名、当該行政職員の所属及び役職並びにそれらが記載されていることを示す項目等が記載されている。

(イ) 面接員一覧にある情報のうち、1ページ目から3ページ目の面接員の氏名、当該面接員の所属及び役職は、これらを公開し、面接員が特定された場合には、面接の結果に納得しない受験者から、当該面接員に対して、直接内容に関する質問や苦情、批判等の問合せがされるおそれがあり、面接員が受験者を厳しく評価することを躊躇するなど、受験者の適切な評価を困難にするおそれがあることから、今後、反復継続される教員採用候補者選考に係る事務の適正な遂行に支障が生じることとなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号エに該当すると判断する。

(ウ) しかしながら、受験区分、面接会場等のその余の情報については、こうした事由は認められず、公開したとしても、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、条例第5条第4号エに該当しないと判断する。

(エ) 面接員一覧にある情報のうち、4ページ目表中最上段の項目の部分については、一般的な採用等の面接員を記載した一覧表にある項目として想定されうるものであることから、公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある

とまでは認められないため、条例第5条第4号工に該当しないと判断する。

(オ) しかしながら、その余の情報については、これらを公開し、面接員が特定された場合には、面接の結果に納得しない受験者から、当該面接員に対して、直接内容に関する質問や苦情、批判等の問合せがされるおそれがあり、面接員が受験者を厳しく評価することを躊躇するなど、受験者の適切な評価を困難にするおそれがあることから、今後、反復継続される教員採用候補者選考に係る事務の適正な遂行に支障が生じることとなり、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第5条第4号工に該当すると判断する。

(カ) なお、前記(ウ)で人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないとした情報のうち、面接事務の運営を担当する職員の氏名並びに当該職員の所属及び役職については、個人に関する情報であると認められることから、当審査会において、条例第5条第1号該当性について、以下、検討する。

(キ) 面接事務の運営を担当する職員の氏名並びに当該職員の所属及び役職は、特定職員の氏名並びに所属及び役職であることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であるため、条例第5条第1号本文に該当することは明らかである。

しかしながら、これらは、当該特定職務、公務の一環として行う教員採用候補者選考における面接運営事務の担当者を一覧として記載されたものであって、当該特定職員の氏名並びに所属及び役職については、一般に公開されている神奈川県職員録や座席表で確認ができるため、慣行として公にされている情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平 成 28 年 12 月 9 日	諮問受理
平 成 29 年 2 月 24 日 (第 169 回 部 会)	審 議
3 月 7 日	指名委員により審査請求人の意見及び実施機の職員から非公開等理由説明を聴取
3 月 17 日 (第 170 回 部 会)	審 議
4 月 19 日 (第 171 回 部 会)	審 議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元神奈川大学教授	部 会 員
柿 崎 環	明治大学教授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 （部会長を兼ねる）
交 告 尚 史	法政大学大学院教授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（平成 29 年 4 月 28 日現在）（五十音順）